単体ディスク	ディスクサイズが75㎜超であってディスク枚数が２枚又は３枚のもの			E＝exp(2.98×ln（N）－31.2)
	ディスクサイズが75㎜超であってディスク枚数が４枚以上のもの			E＝exp(2.11×ln（N）－23.5)
	ディスクサイズが50㎜超75㎜以下であってディスク枚数が１枚のもの	5000回毎分以下		E＝exp(2.98×ln（N）－29.8)
		5000回毎分超6000回毎分以下		E＝exp(2.98×ln（N）－31.2)
		6000回毎分超		E＝exp(4.30×ln（N）－43.5)
	ディスクサイズが50㎜超75㎜以下であってディスク枚数が２枚又は３枚のもの	5000回毎分以下		E＝exp(2.98×ln（N）－31.5)
		5000回毎分超6000回毎分以下		E＝exp(2.98×ln（N）－32.2)
		6000回毎分超		E＝exp(4.58×ln（N）－46.8)
	ディスクサイズが50㎜超75㎜以下であってディスク枚数が４枚以上のもの			E＝exp(2.98×ln（N）－31.9)
	ディスクサイズが40㎜超50㎜以下であってディスク枚数が１枚のもの			E＝exp(2.98×ln（N）－30.2)
	ディスクサイズが40㎜超50㎜以下であってディスク枚数が２枚以上のもの			E＝exp(2.98×ln（N）－30.9)
サブシステム			メインフレームサーバ用のもの	E＝exp(1.85×ln（N）－18.8)
			メインフレームサーバ用以外のもの	E＝exp(1.56×ln（N）－17.7)

備考）１　「メインフレームサーバ」とは、専用ＣＩＳＣ（ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたＣＰＵのうち、電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。）が搭載されたサーバ型電子計算機（ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。）をいう。

２　Ｅ及びＮは次の数値を表すものとする。

Ｅ：基準エネルギー消費効率

Ｎ：回転数（単位：回毎分）

３　lnは底をｅとする対数を表す。

４　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第75号（平成22年３月31日）の「３エネルギー消費効率の測定方法」による。

⑵　目標の立て方

当該年度の磁気ディスク装置の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

５－７　ディスプレイ

⑴　品目及び判断の基準等

ディスプレイ	【判断の基準】 ①表に示された基準を満たすこと。 ②動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。 ③特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ＰＢＢ、ＰＢＤＥ）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 【配慮事項】 ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、主としてコンピュータの表示装置として使用する標準的なものであって、可視対角線画像サイズが60インチ以下のものとする。

２　判断の基準③については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、ＪＩＳ　Ｃ0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）に定める基準による。なお、同ＪＩＳの付属書Ｂの除外項目に該当するものは、特定の化学物質の含有率基準値を超える含有が許容されるものとする。

３　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

４　調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。